

ソフィアンズUCカード会員特約

第1条(カードの名称)

本カードは、上智大学ソフィア会(以下「ソフィア会」という)と株式会社クレディセゾン(以下「CS」という)が提携してCSが発行するもので、カードの名称は「ソフィアンズUCカード」(以下「カード」という)と称します。

第2条(会員資格)

本カードは、上智大学の卒業生および教職員を加入対象とし、本特約およびUCカード会員規約を承認のうえ、CSが発行する本カードの利用をお申し込みいただき、ソフィア会とCSがカード利用を承諾した方をカードの会員(以下「会員」という)とします。契約は、ソフィア会とCSが承諾をした日に成立するものとします。ただし、会員規約に記載の家族会員については、会員の配偶者に限定します。

第3条(カードの発行・再発行)

- 1.CSは会員にカードを発行し貸与します。
- 2.会員がカードを紛失、破損、滅失し、または盗難にあった場合は、CSが適当と認めた場合に限りカードを再発行します。

第4条(特約の改定ならびに承認)

UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

第5条(会員情報の利用)

会員はソフィア会とCSにおいて、会員に関するカード利用状況等の情報提供または交換がなされることを承認します。

第6条(会員資格の喪失)

会員がソフィア会の会員資格を失った場合には、カード資格も取り消されるものとします。この場合の取扱いについては、UCカード会員規約に従うものとします。

(2020年1月現在)